家庭用接着剤のＧＨＳ表示に関する
自主基準ガイドライン

２０１２年3月

日本接着剤工業会

目次

発刊によせて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

１．ＧＨＳの概要と一般用（家庭用）接着剤の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・4

２．家庭用接着剤のＧＨＳ自主表示の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・5
①国連勧告におけるＧＨＳ分類・表示
②日本におけるＧＨＳ分類・表示

３．日本接着剤工業会としての家庭用接着剤の自主表示基準の考え方　・・・・・・・・6
〔自主表示の対象品目〕
〔分類の方法〕
〔表示の対象となる製品〕
〔表示項目〕
〔表示の方法〕
〔少量容器の特例〕
〔他法令との関連〕
〔実施時期〕

４．具体的な表示例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
＜表示対象物質を含有している場合＞
①合成ゴム溶剤形接着剤
②酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤

＜表示対象物質を含有していない場合＞
③エポキシ樹脂系接着剤（２成分反応型・主剤）
④エポキシ樹脂系接着剤（２成分反応型・硬化剤）
⑤瞬間接着剤（シアノアクリレート系）

発刊によせて

環境安全委員会では、現場で生産に携わる会員各社の工場の皆様、また、接着剤を使用されるお客様の安全、安心を第一に、安全衛生、化学物質管理、環境保護のための活動を推進しております。

この数年は、特にＧＨＳ制度を重点取り組み項目として、会員各社へのＧＨＳ制度の周知のための説明会実施、Ｑ＆Ａ事例集の作成とホームページへの公開、労安法施行後の実施状況の実態把握、法改正に伴って生じる変更等への対応など、各種活動を実施してまいりました。

家庭用接着剤へのＧＨＳ表示の導入については、法の主旨から、これまでは実施対象外としておりましたが、使用されるお客様への情報提供をさらに充実させるために、今回、工業会の自主規制のガイドラインを策定し、会員各社間でばらつきのない情報提供ができるように致しました。

製品の有害性情報、取扱いの注意事項等をお客様にご理解頂き、事故の発生を抑制できるように、会員各社におかれましては本ガイドラインの積極的な活用をお願い致します。また、内容について疑問がある場合はご指摘頂ければ修正し、さらに良いものとしていく所存ですので、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、本ガイドラインを取りまとめるにあたってWGのメンバーとして協力頂きました、コニシ（株）岸様、アイカ工業（株）霜出様、セメダイン（株）阿部様の３名の方々に、この場をお借りして謝意を表したいと思います。

２０１２年3月吉日

環境安全委員会委員長

成塚　隆男

１．ＧＨＳの概要と一般用（家庭用）接着剤の位置づけ

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議において、アジェンダ２１「今後２１世紀に向けて実施すべき環境問題の課題」が採択された。

アジェンダ２１の第１９章は、危険有害物の不正な国際取引の防止を含む有害化学物質の適正な管理であり、その６つのプログラムのうちの１つがＧＨＳである。

ＧＨＳとは、Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals の略で、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」の意味であり、化学物質の安全利用を促すための、

(1)　健康、環境及び物理的ハザードに応じて化学物質を分類するための基準

(2)　表示及び安全性データシート（ＳＤＳ）に関してのハザード表示項目を国際的に調和させるためのシステム

のことである。

ＧＨＳはできるだけ多くの国がこれを採用できるようにするために、2003年に国連から強制力を持たない勧告として公表され、2008年までの完全実施（ＡＰＥＣ会合では、2006年末までの自主的な実施）が求められた。

日本においては、2005年11月労働安全衛生法が改正され、業務用製品について2006年12月1日よりＧＨＳが実施されている。

当工業会では、法改正に伴い、「業務用」接着剤へのＧＨＳ対応を既に実施している。
ただし、接着剤はその多くが業務用であり、家庭用品に対するＧＨＳ対応は法で定められていないことから、これまで一般用接着剤（家庭用接着剤）に対するＧＨＳ対応は実施していなかった。
その代わりに一般用接着剤の表示は「家庭用品品質表示法」の「雑貨工業品品質表示規程」に準拠して行っている。一般用接着剤とは、一般の消費者が日常生活のために使用する「家庭用品」の範疇に属する接着剤であり、「業務用」とは区別される。（以降、「一般用接着剤」と「家庭用接着剤」は基本的に同じものとして取り扱う）。「業務用」は、３ｋｇ（あるいは３Ｌ）以上の質量（容量）規格を持つ製品と定義づけている。

また、昨今では「業務用」接着剤であっても大規模小売店（ホームセンター等）で一般消費者が入手できる機会が増加していることから、自主的に「家庭用品品質表示法に基づく製品表示ガイドライン」を策定し、家庭用品の表示を行ってきた。

しかしＧＨＳの主旨から「業務用」「一般用」にかかわらず、使用者が健康障害などを受けることがないように、製品の危険有害性や安全な取扱いについて適切な情報を伝える目的で、今回当工業会として、一般用（家庭用）接着剤に積極的にＧＨＳ表示を実施することとし、自主基準をここにとりまとめることにした。

２．家庭用接着剤のＧＨＳ自主表示の基本的考え方

①　国連勧告におけるＧＨＳ分類・表示

ＧＨＳにおいては、個々の化学物質及びそれらの混合物に固有の危険有害性（ハザード）に着目して分類を行い、その結果に基づいて表示を行うこととされている。

しかしながら、業務用製品に比較して、人への暴露量と暴露時間が一般に限定されている消費者製品（一般消費者が生活のために使用する製品で、家庭用接着剤もこれに該当する）については、暴露による慢性的な健康障害は生じにくいと考えられることから、製品の使用状況において慢性的な健康有害性の予想されるリスク（危険が生じる可能性）がある程度以下であることが明らかになった場合は、慢性的な健康有害性の情報をＧＨＳ表示に含めなくてもよいとされている。

消費者製品の慢性的な健康有害性の情報をリスク評価に基づいてＧＨＳ表示に含めなくてよいとするかどうかは、各国の判断に任せられている。

ＧＨＳの分類対象は全ての化学物質、及び混合物となっている。このうち、医薬品、化粧品、食品中の残留駆除剤等、意図的な摂取をするものについては除外されている。

リスク評価を実施する必要がある項目は、慢性的な健康有害性（例えば発がん性、生殖毒性、反復暴露による特定標的臓器毒性など）であり、急性毒性はリスク評価の対象とはならない。

最初に、ハザードに基づく分類を行い、その結果として、慢性的な健康有害性項目に該当する場合にリスク評価へ進む。ここで、リスク評価に進まず、ハザード評価の結果をそのまま表示に反映させることもでき、この選択は事業者によって可能である。

②　日本におけるＧＨＳ分類・表示

日本ではＧＨＳの分類や表示の方法として、以下のＪＩＳ規格が制定されている。

ＪＩＳ　Ｚ　７２５０（化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）－内容及び項目の順序）

ＪＩＳ　Ｚ　７２５１（ＧＨＳに基づく化学物質等の表示）

ＪＩＳ　Ｚ　７２５２（ＧＨＳに基づく化学物質等の分類方法）

このうち、Ｚ　７２５０とＺ　７２５１は統合し、情報伝達に必要な事項を追加した上で、新しいＪＩＳ規格（Ｚ　７２５３－２０１２）として制定される予定である。

日本では、ＧＨＳ関係省庁連絡会議において、リスク評価の結果が懸念されるレベルにない場合は、ＧＨＳ表示を行わなくともよいと確認した（「ＧＨＳ表示のために行う消費者製品の暴露に由来するリスク評価の考え方」、2007.1.11）

従って、慢性的な健康有害性の表示を、ハザード分類によって実施するか、リスク評価を行った上でリスクが低いことを理由に表示を行わないか、事業者はいずれかを選択することが可能である。

リスク評価の手法は一般に定められた基準がなく、事業者としても一定の基準がある方が望ましいとの考えから、ＮＩＴＥ（独立行政法人製品評価技術基盤機構）が中心となって、「ＧＨＳ表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」が策定、公表されているので、事業者はこれを基準としてリスク評価を実施し、必要な場合にはＧＨＳ表示を行うことが可能となっている。ただし、このガイダンスには強制力はないので、ガイダンスに準拠したＧＨＳ分類、表示を行うことはあくまで事業者の責任において行われなけれ

ばならない。

　ＧＨＳ分類、及び表示は、消費者製品（家庭用接着剤も含まれる）については現在のところ法律では義務づけられている状況にない。従って、ＧＨＳを取り入れるかどうかはあくまで事業者の自主的判断である。また、表示を行う場合にリスク評価を実施して、それに基づく表示を行うかも事業者の自主的判断による。

３．日本接着剤工業会としての家庭用接着剤の自主表示基準の考え方

〔自主表示の対象品目〕

　本基準の対象は一般消費者が日常生活において使用する「家庭用品」の接着剤であり、「業務用」接着剤は対象外とする。接着剤以外のテープ等の定型の製品、充てんを目的とする製品（シーリング材、パテ類）は対象外とする。

〔分類の方法〕

　前述のＮＩＴＥによるガイダンスにより、リスク評価による分類結果を表示することも可能であるが、リスク評価のためには暴露シナリオが必要であり、全ての一般消費者に当てはまるような暴露シナリオを設定することは非常に困難なため、ハザード分類結果により表示を行うことを原則とする。
ただし、リスク分類による表示を妨げるものではなく、その選択は事業者によって可能である。

〔表示の対象となる製品〕

労働安全衛生法第五十七条の一の政令で定めるもの（表示対象物質）を、表示対象となる範囲以上含有している製品で、分類結果によって表示すべき項目がある場合は表示を必須とする。
ただし、上記に該当しない製品または製品の成分について、物理化学的危険性を含めた全ての項目について、事業者が自主的にＧＨＳ分類を行い、表示を行うことを妨げるものではない。

〔表示項目〕

○　標章（絵表示、ピクトグラム）

分類の結果、表示すべき標章がある場合には必ず表示すること。
大きさは任意であるが、ＧＨＳ標章であること、標章の内容が容易に識別できるサイズ、鮮明さを確保すること。標章の枠の色については、ＪＩＳ　Ｚ７２５３－２０１２に則り赤色を原則とするが、事業者の判断に委ねる。

○　注意喚起語

分類の結果、表示すべき注意喚起語がある場合には必ず表示すること。
文字の大きさは任意であるが、容易に他の表示と識別できる位置、大きさを確保すること。標章とともに表示する場合は、その近傍に記載することが望ましい。

○ 危険有害性情報（人体に及ぼす作用、安定性及び反応性）

後述の少量容器の場合を除き、記載する。記載にあたっては、重複、類似している項目は事業者の判断で簡略化、整理することができる。

○ 注意書き（貯蔵または取扱い上の注意）

通常のＧＨＳ表示と同様に、必要な事項を事業者の選択により記載する。既に他の法令等で「使用上の注意事項」等が記載されている場合は、その内容を確認し、必要な事項が網羅されていれば、特にＧＨＳの注意書きとして独立させる必要はない。

○ 成分

家庭用品品質表示法による「成分」表示がされている場合は、成分表示は新たに必要ないが、ＧＨＳ表示に対しては労働安全衛生法第五十七条の一の政令で定めるものの成分より表示内容を決定する。

○ 名称、氏名、住所、電話番号

家庭用品品質表示法により、既に記載されている場合がほとんどと考えられるので、特にここでは言及しない。

上記の項目は、ＧＨＳ表示として、枠等を設けて独立させる必要はなく、製品の適切な位置に見やすいようにレイアウトすることができる。

〔表示の方法〕

販売単位ごとに表示を行う。できるだけ消費者が購入する際に確認しやすい場所が望ましい。表示箇所としては、チューブ、箱、ブリスターパック台紙、缶等であり、表示の方法としては、印刷、ラベル貼付、印刷物の同梱等が挙げられる。事業者は、製品の用途、性質、販売方法等によって、適切な方法を選択すればよい。

〔少量容器の特例〕

既に、他の法令等で製品の表示スペースに余裕のないこと等を考慮し、表示重量（または容量）が１００ｇ（１００ｍｌ）以下の容量である製品については、表示項目を省略することができる。その際の必須表示項目は、ＧＨＳの有害性情報伝達の主旨に鑑み、

○標章（絵表示）

○注意喚起語

とする。

〔他法令との関連〕

家庭用品品質表示法（雑貨工業品品質表示規程）、消防法等による表示があり、ＧＨＳ表示と類似する場合には、法令による表示が優先される。

〔実施時期〕

本ガイドラインの発行後、順次実施されることが望ましいが、自主基準であるので、各事業者の判断により実施して差し支えない。

4．具体的な表示例

ＧＨＳ表示が必要と予測される種類の接着剤について、次頁以降に事例を示す。なお、実際に使用している化学物質の種類、量により、表示内容は異なるので注意すること。

表示例の各項目について、以下に説明する。

含有する成分：ｎ－ヘキサン、酢酸エチル、メチルシクロヘキサン　成分

標章

危険　注意喚起語

危険有害性情報

引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ
皮膚刺激
重篤な眼への刺激
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器（呼吸器）の障害
眠気またはめまいのおそれ
長期ないし反復暴露による臓器（末梢神経系、中枢神経系、神経系）の障害
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に有害

注意書き

【予防策】	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 使用前に取扱説明書を入手すること。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 静電気放電や火花による引火を防止すること。 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用し、換気を充分行うこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 容器を密閉しておくこと。
【対応】	火災の場合には適切な消火方法をとること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。 皮膚に付着した場合、付着物をふき取り、多量の水と石鹸で洗う。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
【保管】	容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管する。
【廃棄】	内容物や容器は焼却設備で少量ずつ焼却する。又、産業廃棄物として処理する場合は許可を受けた処理業者に委託する。

（注）【予防策】【対応】【保管】【廃棄】は、他の任意の言葉に置き換えることができる。

【予防策】→【安全対策】、【対応】→【救急措置】【応急措置】、【保管】→【貯蔵】　など

〈表示対象物質を含有している場合〉

① 合成ゴム系溶剤形接着剤

含有する成分：ｎ－ヘキサン、酢酸エチル、メチルシクロヘキサン

危険

引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ
皮膚刺激
重篤な眼への刺激
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器（呼吸器）の障害
眠気またはめまいのおそれ
長期または反復暴露による臓器（末梢神経系、中枢神経系、神経系）の障害
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に有害

【予防策】 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
静電気放電や火花による引火を防止すること。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用し、換気を充分行うこと。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
容器を密閉しておくこと。

【対応】 火災の場合には適切な消火方法をとること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚に付着した場合、付着物をふき取り、多量の水と石鹸で洗う。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合：直ちに医師の診断、手当てを受けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】 容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管する。

【廃棄】 内容物や容器は焼却設備で少量ずつ焼却する。又、産業廃棄物として処理する場合は許可を受けた処理業者に委託する。

② 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤

含有する成分：アセトン（１０％）

含有量を記載しても差し支えない。

危険

引火性の高い液体及び蒸気
眼刺激
生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
長期または反復暴露による血液の障害のおそれ

【予防策】
使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
容器を密閉しておくこと。
涼しい所に置くこと。
容器を接地すること。アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する安全対策を講じること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取り扱い後はよく眼を洗うこと。
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
指定された個人用保護具を使用すること。

【対応】
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

【保管】
換気の良い冷所で保管すること。
施錠して保管すること。

【廃棄】
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

〈表示対象物質を含有していない場合〉

③　エポキシ樹脂系接着剤（２成分反応形・主剤）

（表示する成分：なし）
（標章：なし）
（注意喚起語：なし）
（危険有害性情報：なし）

表示対象成分は含有していないので、本来「標章」「注意喚起語」「危険有害性情報」の記載は必要ないが、その他の含有成分を含めてＧＨＳ分類を実施し、この内容をＧＨＳ表示の「標章」「注意喚起語」「危険有害性情報」に使用することもできる。
枠内は、表示対象ではない「ビスフェノールＡ型エポキシ樹脂」等による情報を加味した場合の表示例である。

警告

皮膚刺激
眼への刺激
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

【予防策】　粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避ける。
取り扱い後は汚染個所をよく洗う。
汚染された作業衣を作業場から出してはならない。
環境への放出を避ける。
保護手袋を着用する。
保護面を着用する。

【対応】　汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯する。
漏出物を回収する。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗う。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外し洗浄を続ける。
皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断/手当てを受ける。
眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受ける。
水はリスクを増大させる。火災に際しては指定された消火剤を使用する。

【保管】　容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管する。

【廃棄】　内容物/容器を国/地方の規則に従って廃棄する。

④ エポキシ樹脂系接着剤（２成分反応形・硬化剤）

（含有する成分：なし）
（標章：なし）
（注意喚起語：なし）
（危険有害性情報：なし）

表示対象物質でない成分を対象として分類をしても、「標章」「注意喚起語」「危険有害性情報」が現れない結果となった。

【予防策】 防火服/防炎服/耐火服を着用する。
換気が十分でない場合は、呼吸用保護具を着用する。
【対応】 口をすすぐ。
漏出物を回収する。
飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡する。
吸入した場合：呼吸が困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外し洗浄を続ける。
眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受ける。
呼吸症状が出た場合は、医師に連絡する。
水はリスクを増大させる。火災に際しては指定された消火剤を使用する。
【保管】 容器を密閉して涼しく換気の良い場所で保管する。
【廃棄】 内容物/容器を国/地方の規則に従って廃棄する。

⑤ 瞬間接着剤（シアノアクリレート系）

（表示する成分：なし）
（標章：なし）
（注意喚起語：なし）
（危険有害性情報：なし）

表示対象成分は含有していないので、本来「標章」「注意喚起語」「危険有害性情報」の記載は必要ないが、その他の含有成分を含めてＧＨＳ分類を実施し、この内容をＧＨＳ表示の「標章」「注意喚起語」「危険有害性情報」に使用することもできる。
枠内は、表示対象ではない「2-シアノアクリル酸エチル」「ヒドロキノン」等による情報を加味した場合の例である。

危険

可燃性液体
皮膚刺激
眼への刺激
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
遺伝子疾患のおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
（気道刺激性）呼吸器への刺激のおそれ
水生生物に有害

【予防策】
使用前に取扱説明書を入手する。
粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避ける。
取り扱い後は汚染個所をよく洗う。
屋外または換気の良い場所でのみ使用する。
汚染された作業衣を作業場から出してはならない。
環境への放出を避ける。
保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
指定された個人用保護具を使用する。
防火服/防炎服/耐火服を着用する。
換気が十分でない場合は、呼吸用保護具を着用する。

【対応】
気分が悪い時は、医師に連絡する。
口をすすぐ。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯する。
漏出物を回収する。
飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡する。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗う。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外し洗浄を続ける。
暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受ける。
皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断/手当てを受ける。
眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受ける。
呼吸症状が出た場合は、医師に連絡する。
水はリスクを増大させる。火災に際しては指定された消火剤を使用する。

【保管】
施錠して保管する。
換気の良いところで保管する。容器を密閉する。
換気の良いところで保管する。涼しい所に置く。

【廃棄】
内容物/容器を国/地方の規則に従って廃棄する。